

## 入札監理小委員会における審議結果報告

### 性能評価センター機械施設保全業務

国土交通省の性能評価センター機械施設保全業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

#### 1. 事業概要について

##### (1) 事業の概要

###### ○ 事業概要

国土交通省航空局交通管制部管制技術課性能評価センター（以下「性能評価センター」という。）は衛星を使った航空管制サービスの提供に必要となる装置の運用を行うとともに、航空機運航、航空管制の必須要素である通信、航法、監視の各分野において提供されている航空管制サービスの品質性能を監視・分析・評価し、安全性及び運航便益の向上に寄与する施設である。本業務は、性能評価センターにおいて管理する機械施設（機械設備及び電源設備）の定期点検等及び保守、運転・監視及び日常点検・保守、常駐保守、緊急保守、執務室環境測定、機械施設周辺の草刈り等を行う。

###### ○ 事業期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

###### ○ 事業の目的

性能評価センターにおいて管理する機械施設（機械設備及び電源設備）を常時良好な状態に保つように点検等及び保守を行い、その機能を維持することを目的とする。

##### (2) 選定の経緯

1者応札が継続しており、競争性に課題が認められることから、公共サービス改革基本方針（令和5年7月4日閣議決定）において選定された。

#### 2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

- 従前の事業では達成すべき質の設定がなかったことから、定量的・客観的な達成すべき質を設定（【資料1-2】P11/116）
- 契約期間を単年度から複数年度に変更（【資料1-2】P13/116）
- 入札参加資格の緩和（【資料1-2】P14～15/116）
  - ① 業務責任者または業務担当者に求めていた「冷凍機械責任者（1種又は2種）の資格を有していること。」の記載を削除
  - ② 入札参加グループによる参加を可能とした
- 入札公告期間を約10日間（従前事業）から1か月以上に延長（【資料1-2】P16/116）
- 引継ぎのための準備期間（1か月以上）を確保（【資料1-2】P16/116）
- 従前の事業内容の詳細な情報開示（【資料1-2】P90～93/116）

### 3. 実施要項（案）の審議結果について

#### 【論点1】（【資料1-2】 P6/116）

「地下タンク漏洩点検」について、「燃料地下タンク」と明記した方がわかりやすいのではないかと。「漏洩点検」という言葉について、初めて手を上げる事業者にとってはわかりにくいかもしれない。国交省で求める内容（クオリティ）をもう少し詳しく追記していただきたい。

#### 【対応1】

「燃料の地下貯蔵タンク」に修正した。

また、漏洩点検の詳細が記載されている「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」（消防危第33号平成16年3月18日）を追記した。

#### 【論点2】（【資料1-2】 P7/116）

「蓄熱槽」とはどのようなものか、もう少し丁寧に説明を記載してほしい。

またこの点検はどのようなことをするのか等、新規事業者にとってわかりやすいように記載を工夫してほしい。

#### 【対応2】

蓄熱槽の説明文「※蓄熱槽とは空気熱源ヒートポンプチャラーにて冷水を作り貯蔵しておくための槽。」を追記した。また、点検内容に記載していた「内部の状況」は、マンホールをあけて、検尺棒を使用した水位の確認を行っているため、点検内容を少し分かりやすくするため、記載内容を変更した。

#### 【論点3】（【資料1-2】 P9/116）

草刈りについて、「設備機能維持のため」とはどのようなクオリティを求めているのか、わかりやすく記載してほしい。

#### 【対応3】

燃料の地下貯蔵タンク、拡散蒸発散槽、浄化槽の運用に影響の無い様に、草刈りの目安として「5cm以下」を追記した。

#### 【論点4】（【資料1-2】 P13/116）

この施設は国にとって大事な施設のようなので、国籍条項の可否を検討（確認）してほしい。

#### 【対応4】

性能評価センターにおいては、警備上の対応として、その敷地並びに建物に立ち入るためには、事前に名簿等による身分の確認がなされている必要があり、本保全業務に係る作業員においても例外なく確認がなされている。また、役務に係る調達については、政府調達に関する協定を始め、予算決算及び会計令などに基づき実施しており、外国資本を含めた契約手続きとしているため、本案件の契約においては国籍条項は入れていない。

#### 【論点5】（【資料1-2】 P4, 15/116）

厳密な学歴要件はいらぬのではないかと。学歴を前面に打ち出すような記載の仕方は学歴差別に見えるので、記載方法を配慮したほうがよい。

#### 【対応5】

業務責任者の資格要件について、業務の遂行に必要な資格や能力を明記したうえで、これらの確認に学歴が必要な場合のみ、学歴を記載することとした。

**【論点6】**

常駐の必要はあるのか。人手の確保がネックになる可能性もあるので、これが本当に必要最低限の人数なのか、例えば常駐の人数を減らすことが可能か、一部の遠隔監視が可能かなど検討してほしい。

**【対応6】**

本施設は365日24時間運用しており、本業務は対象の機械施設全般を管理・運用しているものであるため、機械施設が故障発生したときに、迅速に一次対応をする必要がある。そのため常駐監視が必要と考えている。

**4. パブリック・コメントの対応について**

令和5年10月17日から10月30日までパブリック・コメントを実施した結果、3者から計21件の意見が寄せられ、法令番号の追記、軽微な字句の修正等を行った。

以 上